

Title	大阪大学アーカイブズニュースレター 第16号
Author(s)	
Citation	大阪大学アーカイブズニュースレター. 2020, 16, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/77228">https://hdl.handle.net/11094/77228</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

目次：

大阪大学創立90周年 ・大阪外国語大学創立100周年記念事業	1	業務日誌（抄）（2020年3月～2020年9月）	5
「大阪大学アーカイブズ規程」制定を振り返る	2	利用案内 等	6
アーカイブズの移転について	5		



大阪大学創立90周年・大阪外国語大学創立100周年記念事業

2021（令和3）年に大阪大学は創立90周年、大阪外国語大学は創立100周年を迎えます。「想い つなげる つむぎあう」をスローガンに多様な事業が計画されています。大阪モノレールでは、それを記念したラッピング列車が走っています。箕面新キャンパスの竣工もその一つで、その影響でアーカイブズは吹田キャンパスに移転します。また、アーカイブズは、記念出版・展示実行委員会にも関与しています。

（菅 真城）

## 「大阪大学アーカイブズ規程」制定を振り返る

大阪大学アーカイブズ 教授 菅 真城

### はじめに

2012（平成24）年10月1日に大阪大学アーカイブズ（以下、「アーカイブズ」）が設置されてから、かなりの年月が経過した。「大阪大学アーカイブズ規程」は大阪大学アーカイブズに関する根本規程である。この規程作成に携わったものとして、規程作成時を振り返っておきたい。なお規程は数次改正されているが、現行（2020年9月時点）のものを用いることにする。

### 大阪大学アーカイブズ規程

[https://www.osaka-u.ac.jp/jp/about/kitei/reiki\\_honbun/u035RG00000836.html](https://www.osaka-u.ac.jp/jp/about/kitei/reiki_honbun/u035RG00000836.html)

### 1. 名称

大阪大学アーカイブズに関する規程であるから、この名称は自然である。しかし、アーカイブズの前身は文書館設置準備室である。なぜ、文書館でなくアーカイブズという名称が採用されたのであろうか。これについては、文書館設置準備室長（当時）であった阿部武司氏が以下のように回想している。長文になるがアーカイブズ設置をめぐる困難な事象の一つとして引用しておく（阿部武司『アーカイブズと私－大阪大学での経験－』クロスカルチャー出版、2020年、60～61頁）。

この間に本部事務方から、文書館という名称について異議が提出されます。私は当初から京都大学や広島大学が使っている文書館という名前で行こうと思っていたのですけれども、「文書館という名前だと図書館や博物館と同格になり、そうするとその長は図書館長、博物館長、さらには大学院研究科長（いわゆる学部長と同じだとお考え

ください）と同様の扱いになるはずだが、財政事情から文書館長には手当が出せない」ということなんです。そこで「例えば文書資料室というような名称（記録も残っておらず確認はできなかつたのですけれども）の格下の組織にせざるを得ず、その長の肩書は館長ではなく役職手当が出ない室長になる」とのことでした。私は手当が出る出ないはどうでもいいことだと思ったのですけれども、問題はその文書資料室とかいう、いかにも役所的なつまらない名称でした。「それだけはやめてほしい」と懇願しましたところ、「ではどんな名前がいいのか」と聞かれましたから、「大阪大学アーカイブズという名前がよろしい」と即座に答えましたら、「公的機関でアーカイブやアーカイブズという名前を使っているところがあるのか」と聞かれた。そこでまた直ちに、「日本銀行金融研究所アーカイブがある」と言ったら、収まりました。阪大もお役所なんだなとつくづく思いました。

筆者は阿部室長からこの報告を受けたとき、「大阪大学アーカイブズ」という名称がいいと直ちに同意した記憶がある。なお、この本部事務方と阿部室長とのやりとりは、文書館（仮称）設置検討ワーキングというフォーマルな場で行われたのではなく、インフォーマルにおこなわれ、法人文書には記載されていないことを付記しておく。

それから「規程」である。大阪大学には、規程、要項といった例規のレベルがあるが、公文書管理法に基づく国立公文書館等の指定を目指していたため、要項ではなく格上の規程になった。なお、大阪大学においては、

アーカイブズを設置することに対する異論はあったが、国立公文書館等の指定を受けることに対する異論はなかった。阿部室長は、アーカイブズの学内基盤が脆弱でも国立公文書館等の指定を受けると大丈夫、つぶされることはない、とよく言っていた。

## 2. 第1条（設置）

この条文が、アーカイブズの設置根拠となっている。本当は、「国立大学法人大阪大学(以下「本法人」という。)及び本法人が設置する大阪大学(以下「本学」という。)の基本となる組織に関し、必要な事項を定める」ことを目的とする国立大学法人大阪大学組織規程で規定する組織にしたかったが、これも本部事務方のインフォーマルな意見により、組織規程を設置根拠とせず、教育研究組織ではなく事務的な管理運営組織とされた。

## 3. 第2条（目的）・第3条（業務）

多くの国立大学アーカイブズでは、業務が目的になっていることが多いが、アーカイブズでは目的と業務を分離した。これは、清水善仁氏の提言を受けて、筆者自身が論文化していたものを反映させた。

条文の内容は、公文書管理法を意識し、それに対応できるものにした。第2条の「本学の円滑な管理運営に資するとともに」については、本部事務方からインフォーマルに管理運営組織なのだから書くことはない指摘されたが、国立公文書館等の指定を受けるとこの規程の条文のみで判断されるので書き込んでおく必要があると反論して実現した。目的は、教育、研究、社会貢献という大学の目的自体に寄与することにした。

業務は公文書管理法を意識した内容になっている。各項に「調査研究」と出てくるが、これは当初案では「教育研究」としていた。しかし、これもアーカイブズは教育研究組織

ではないという本部事務方のインフォーマルな意見により、教育を謳うことができず、公文書館法で用いられている調査研究とした。

## 4. 第4条（部門）

アーカイブズは、法人文書資料部門と大学史資料部門の2部門からなる。これは、広島大学文書館の公文書室と大学史資料室という2室体制をモデルにした。ただし、アーカイブズ自体が室とされたから、部門という名称を採用した。

## 5. 第5条（職員）・第6条（室長）

アーカイブズは、室長、専任教員、兼任教員、その他必要な職員から構成される。ただし、本学に社会学共創本部が置かれていた時代は、専任教員の本籍が社会学共創本部に配置換えになり、専任教員は不在であった。専任教員は1名のみである。複数教員制は長年の念願であるが、実現することはできていない。職階は当初准教授であったが、現在は教授である。

兼任教員は現在10名である。専任教員が1名しかいないことから兼任教員制を採用した。学内では総合学術博物館が、学外では九州大学大学文書館が兼任教員制を採用しており、これらを参考にした。しかし、兼任教員制度が実質的に機能しているとは言いがたい。今後の課題である。

その他必要な職員が置かれたことはない。文書館設置準備室時代は事務補佐員2名がいたが、本学に総務部総務課文書管理室が設置されたときに、事務補佐員の所属は文書管理室（改組により現在は文書管理係）に変わった。

室長は「本学の専任教授のうちから総長が指名する者をもって充てる」ことになっている。理事・副学長が館長になっている国立大学アーカイブズもあるが、大阪大学ではそういう議論はなかった。室レベルの組織であるためだと思われる。

## 6. 第7条（運営委員会）・第8条（委員会の議事等）

「アーカイブズの円滑な運営を図るため」に運営委員会が置かれている。開催は年に1～2回程度である。教員人事を行うときは、運営委員会の下に教員選考委員会を設置している。

運営委員会の構成をどうするかについては議論があったが、(1)室長、(2)アーカイブズの専任教員、(3)アーカイブズの兼任教員のうちから室長が指名した者3名、(4)総合学術博物館から選ばれた教授又は准教授1名、(5)総務部長、(6)附属図書館事務部長、(7)その他委員会が必要と認めた者、に落ち着いた。

基本的な考え方としては、部局長等重職者からなるのではなく、小規模で機動性があるようにした。類縁機関である総合学術博物館、附属図書館からの委員は必要と考えたが、館長ではないようにした。総務部長を委員にしたのは、法人文書管理の関係である。兼任教員から委員を出すようにしたが、それに至るまでは、人文社会系、理工系、医歯薬系の研究科から1名ずつにしてはどうだろうという考え方もあった。

運営委員会は、そこで実質的な議論をするというよりも、承認、意見交換の場となっているのが実体である。

## 7. 第9条（事務）

今年度の本学事務組織の改編により、現在の事務担当は総務部総務課文書管理係であるが、それまでは総務部総務課文書管理室であった。

文書館（仮称）の事務をどこがみるかは、文書館設置準備室時代の大きな課題であった。文書館設置準備室の事務は企画部企画推進課であったが、同課は新規組織の立ち上げには関与しても恒常的な組織の事務を担うと

ころではなかった。それがアーカイブズ設置半年前に文書管理室が新設されたことにより、アーカイブズの実務問題は解決した。法人文書の管理に関することを所掌しているのは文書管理係（文書管理室）であり、そこと密接な関係を有していることは、アーカイブズの実務運営上非常に重要である。

## 8. 第10条（雑則）

「アーカイブズに関し必要な事項は、別に定める。」とある。大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程、大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用細則、大阪大学アーカイブズにおける公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準、大阪大学アーカイブズ歴史資料等利用内規をはじめとして、アーカイブズを運営するにあたって必要な様々な定めがある。

## 9. おわりに

本稿の記述は、筆者の記憶による。文書館（仮称）設置検討ワーキングの議事録は用いていないし、ワーキングで肝心なことが決められたわけではない。本部事務方のインフォーマルな意見で肝心なことが決められたことが多々ある。

昨年は、東北大学史料館の加藤諭氏の著書『大学アーカイブズの成立と展開－公文書管理と国立大学－』（吉川弘文館）が刊行された。同書では、東北大学、東京大学、九州大学、名古屋大学、京都大学の大学アーカイブズがどのようにして成立したか、法人文書に依拠して詳細に論じられている。はたして、大阪大学アーカイブズに対して同様の研究は可能であろうか。筆者にははなはだ心許なく思われる。政府の議事録未作成がたびたび問題にされるが、大阪大学は大丈夫であろうか。まず隗より始めよである。



## アーカイブズの移転について

大阪大学アーカイブズの前身である大阪大学文書館設置準備室は2006（平成18）年に大阪大学豊中キャンパスに設置されました。その後、2011（平成23）年4月1日に箕面キャンパスに場所を移し、2012（平成24）年10月1日に現在のアーカイブズに改組されました。

このたび、大阪大学箕面キャンパスの移転にあわせ、大阪大学アーカイブズは、2021（令和3）年から、吹田キャンパス生命科学図書館4階に移転します（住所：大阪府吹田市山田丘2-3）。

移転に伴いアーカイブズは臨時閉室いたします。臨時閉室の期間および新しい連絡先はウェブサイトでお伝えします。



大阪大学附属図書館 生命科学図書館の外観

### 大阪大学アーカイブズウェブサイト

[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/ed\\_support/archives\\_room](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/ed_support/archives_room)

## 業務日誌(抄) (2020年3月～2020年8月)

### 2020年

- ・ 3月16日 核融合科学研究所から研修を受けた職員の処遇について照会
- ・ 4月7日～5月1日  
4月7日に政府より「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」が大阪府に出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時閉室
- ・ 4月30日 臨時閉室の期間を「当面の間」に変更（閉室期間の延長措置）
- ・ 6月22日 閲覧業務を再開
- ・ 6月26日 総務部総務課から大阪大学の英文名称について照会
- ・ 7月14日 総務部総務課から過去の年史の刊行状況について照会
- ・ 7月16日 附属図書館から塩見理化学研究所関連の資料について照会
- ・ 7月17日 菅教授、高松出張。第29回（令和2年度）香川県立文書館運営協議会に出席
- ・ 7月27日 学内教員から旧制大阪高等学校同窓会報の所蔵について照会
- ・ 8月12日～14日  
夏季一斉休業のため臨時閉室
- ・ 8月25日 大阪大学に対し爆破予告が行われたため13時から臨時閉室
- ・ 8月26日 認証アーキビストの申請に係る説明会を開催
- ・ 8月27日 立命館史資料センターから卒業生の履歴について照会

## 大阪大学アーカイブズ利用案内

### ・開室日

次に掲げる日を除く毎日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

### ・利用時間

午前9時30分～午後4時30分

### ・利用請求の受付

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

## 大阪大学アーカイブズ構成員名簿

室長 高橋 明男（法学研究科・教授）  
教授 菅 真城（法人文書資料部門）

### 〈兼任教員〉

#### 【法人文書資料部門】

瀧口 剛（法学研究科・教授）  
三阪佳弘（高等司法研究科・教授）  
藤本慎司（工学研究科・教授）  
阿部浩和（サイバーメディアセンター・教授）  
安岡健一（文学研究科・准教授）  
中村征樹（全学教育推進機構・准教授）

#### 【大学史資料部門】

菅 真城（アーカイブズ・教授）  
飯塚一幸（文学研究科・教授）  
田口宏二郎（文学研究科・教授）  
廣田 誠（経済学研究科・教授）  
松永和浩（適塾記念センター・准教授）

### 〈事務担当〉

大阪大学総務部総務課文書管理係



## 大阪大学アーカイブズニュースレター 第16号

発行日 2020年9月30日  
編集発行 大阪大学アーカイブズ  
〒562-8558  
大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1

Tel. (072) 730-5113  
Fax. (072) 730-5114  
E-mail office@archives.osaka-u.ac.jp  
[http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/facilities/ed\\_support/archives\\_room](http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/facilities/ed_support/archives_room)